

通学・通信講座受講契約

お客様（以下、「受講申込者」または「受講生」といいます）と総合資格学院（株式会社総合資格 以下、「当学院」といいます）とは、当学院の行う資格取得のための通学・通信講座受講（以下、特別の定めをしない限り「受講契約」と総称します）に関して下記の通りに定めます。

第1条（確認）

- 受講申込者は、本契約締結の前に、当学院の社員から当学院の名称並びに当学院が行う受講契約内容の説明を受けたことを確認します。
- 受講申込者は、本受講契約の締結以前に、当学院より、本契約条項に反したり、矛盾したりする説明を受けていないことを確認し、当学院と受講申込者との間では、本受講契約に関しては本契約条項が最優先して適用されるものとします。

第2条（適用範囲）

本契約条項は、受講申込者が本書面の表面記載の申込内容によって、当学院が実施する通学講座及び通信講座の受講契約を申し込み、当学院がその申込を承諾した受講生に適用されます。

第3条（契約の成立）

本受講契約に基づく通学講座及び通信講座の具体的な内容については、本契約時までに受講申込者に交付しました当学院の講座内容が記載された説明書（パンフレット等）の通りとし、受講申込者は、当該講座内容を理解したうえで、当学院所定の申込用紙（表面）に記名捺印するものとし、その記名捺印の時に当学院と受講申込者との間で本受講契約が成立します。

第4条（受講契約の解約・返金）

当学院と受講申込者との間で受講契約が成立した後は、本人の死亡、重大な心身の疾病、出産、長期にわたる海外転勤、海外留学、勤務先の倒産など、講座を継続できない合理的な理由が生じたことにより受講することが困難もしくは不可能になった場合は解約に応じます。なお、その際は、当該事由の存在を基礎づける資料の提出が必要となる場合があります。

上記1項の事由により返金する場合は、以下の基準に従って返金額を決定するものとします。

〔役務開始前日から起算して14日前の解約〕 - 解約手数料30,000円を除いた全額

〔役務開始前日から起算して13日前の解約〕 - 解約手数料30,000円と役務未提供受講分の10%（上限50,000円）を除いた全額

〔役務開始当日以降の解約〕 - 解約手数料30,000円及び役務未提供受講分の20%（上限100,000円）と役務提供済み受講料を除いた全額

第5条（受講料）

1 受講料の支払いは、表面の申込書記載の方法により、指定した期日までに支払わなければなりません。

2 受講料の支払いは、銀行振込・教育クレジットによります。

3 振込手数料は受講生負担となります。

第6条（受講教室の変更）

1 通学講座の受講生は、本受講契約の時に定めた受講教室を変更することはできません。

但し、受講生が、転勤等の理由により受講教室の変更が必要になったと当学院が認めた場合に限り、当学院所定の手続きを経て、所定の転校料（金10,000円、消費税別）を支払うことにより受講教室の変更ができます。

2 第1項の場合にライブ講義からDVD講義に変更する場合があります。その場合に当学院は受講生に対して責任を負担しません。

3 当学院は、やむを得ない事情が生じた場合には、受講教室を変更することができるものとします。

この場合には、第9条2項が準用されるものとします。

第7条（教科書・問題集等の権利の帰属）

1 当学院が、受講生に交付するテキスト・問題集等の教材は、当学院が著作権を有する教材であり、受講生は、左記テキストを本受講契約の目的以外で使用することはできません。

2 受講生が、上記テキスト等を遺失等の正当な事由により紛失した場合には、その申込により、当学院は所定の料金にて受講生に有償で貸与します。

第8条（契約解除）

1 受講生が次のいずれかの事由に該当する場合において、当学院が相当の期間を定めてその是正を催告したにも拘らず、同期間に是正がなされない場合には、当学院は本受講契約を解除することができる。

① 教室内の秩序又は他の受講生の平穏な受講環境を害する行為を行ったとき。

② 当学院又は当学院の講師その他の当学院関係者の名誉や信用を毀損する行為を行ったとき。

③ 当学院の利益を不正に侵害する行為を行ったとき。

2 前項の規定に拘らず、受講生が次のいずれかの事由に該当する場合には、当学院は、催告を経ることなく直ちに本受講契約を解除することができる。

① 他の受講生、当学院の講師その他の当学院関係者の生命・身体若しくは財産の安全を害し、又は害する虞のある行為を行ったとき。

② 当学院が作成したテキスト等の著作物を、自己の学習以外の目的のために当学院に無断で複製し、若しくは第三者に提供し、又はその他の方法により当学院の著作権を侵害したとき。

3 前2項の規定により本受講契約が解除された場合には、受講生は、当学院から交付されたテキスト等の著作物及び受講証を、直ちに当学院に返還する。

4 第1項又は第2項の規定により本受講契約が解除された場合には、当学院は、受講生に対し第4条所定の解約時に係る基準に従って受講料を返還し、かつ、違約金として、当該返還額から当該受講料の10%に相当する額を更に控除する。

第9条（危険負担）

1 地震、火災、水害等のやむを得ない事由によって、当学院が受講教室を開催することができなくなった場合には、当学院は誠意をもって代替講義等の提供の努力をするものとします。

2 なお、受講生は、当学院が確保した代替教室に通学しなければならず、通学において重大な支障がある場合を除き、教室の代替を理由として本受講契約を解除することはできません。

第10条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争に関しては、本契約を締結した場所の県庁所在地を管轄する地方裁判所を専属の管轄裁判所とすることに当学院と受講生は合意します。

第11条（協議）

本契約書に定めが無い事項及び解釈につき疑義が生じた場合には、その都度、受講生と当学院との間で誠意をもって協議のうえ、双方が円満に解決を図る努力をするものとします。

第12条（受講教室への出席等）

1 受講生は、自己の責任と負担で所定の受講教室に出席しなければならず、当学院は、出席について如何なる援助も行うものではありません。

2 また、受講教室内およびその教室のある建物内での事故については、当学院は、それについて故意または重大な過失がある場合を除いては、事故についての責任を受講生に対して負担しません。

【クーリングオフのお知らせ】

- お客様が特定商取引法の定める訪問販売、電話勧誘販売でお申し込みされた場合には、この書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間は、書面により本受講契約の申込の撤回または上記契約の解除をすることができます（以下上記撤回同等を「クーリングオフ」といいます）。この場合、お客様に既に引き渡された教材等の引き取りに要する費用の負担義務はなく、当学院（当社）が負担いたします。
なお、上記クーリングオフの行使を妨害するために当社が不実のことを告げたことによりお客様が誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリングオフを行わなかった場合は、当社からクーリングオフ妨害解消のための書面が交付され、その内容について説明を受けた日から8日を経過するまでは書面によりクーリングオフすることができます。
- クーリングオフの効力は、この書面を受領した日から起算して8日以内にお客様が申し込みの撤回または契約の解除をする旨の書面を発信した時（郵便消印日付等）から生じます。
- 当学院は、お客様がクーリングオフをした場合には、それに伴う損害賠償または違約金の支払いをお客様に請求することができません。
- お客様がクーリングオフをした場合には、本受講契約に基づき当学院が役務を提供したときにおいても、当該受講契約に係る役務の対価その他の金銭の支払をお客様に請求することができません。
- クーリングオフ前に、お客様が既に受講料の全部または一部を当学院に支払われている場合は、お客様は当学院から速やかにその全額の返還を受けることができます。